

福山駅前広場概略設計及び周辺道路測量詳細設計業務委託仕様書

1 業務目的

本業務は、福山駅周辺デザイン計画や「福山駅前広場協議会」、「ふくまちヒロバラボ」等の議論を参考に策定された福山駅前広場整備基本計画に基づき、福山駅前広場における広場空間の概略設計並びに周辺道路の測量及び詳細設計を行うものである。

本業務の実施にあたっては、福山駅前広場整備基本計画で定めた機能配置計画に基づき、交通結節機能と都市の広場機能をバランスよく配置し、一体的に機能できる設計とする必要がある。

以上の背景及び諸条件を適切に踏まえ、本業務を行うことで、備後圏域の玄関口として、都市の魅力とにぎわいが感じられ、周辺エリアへの回遊・波及の起点となる福山駅前広場の実現を図ることを目的とする。

2 業務対象範囲

福山市東桜町外5か町地内

※本業務対象範囲は図1に示す範囲とする。

(1) 広場概略設計

福山駅前広場 A=5,800m²、アイネスフクヤマ前 A=1,300m²

(2) 道路測量詳細設計

福山駅箕沖幹線 L=0.33km

福山駅南本庄線 L=0.18km

福山駅旭町線 L=0.28km

福山駅南手城幹線 L=0.23km

3 業務期間

契約日～2027年（令和9年）3月31日（水）

4 業務内容

(1)～(3)については「鉄道土木の計画・調査・設計報酬積算の手引き（建設コンサルタツ協会）」及び「官庁施設の設計業務等積算基準及び参考資料（公共建築協会）」に見込まれた項目を業務内容とし、その内容において、広島県設計業務等共通仕様書に記載のある項目及び同様と判断できる項目がある場合は、同仕様書に基づき実施すること。なお(1)～(3)及び(7)については提案の対象とする。

(4)～(6)及び(8)については、広島県土木設計業務等標準積算基準書に見込まれた項目を業務内容とし、広島県設計業務等共通仕様書に基づき業務を行うこととする。なお、(4)～(6)及び(8)については提案の対象外とする。

(1) 計画準備

本業務の目的を明確化し、具体的な業務工程と業務実施フロー等を検討し、必要資料の整理、関連する上位計画や法制度等の整理・検証、既往調査及び類似事例の調査等、本業務を円滑に遂行するための計画準備を行う。

(2) 広場概略設計

福山駅前広場整備基本計画に基づいた広場の概略設計を行う。

ア 広場整備にあたっての条件整理

(ア) 上位計画及び関連計画の整理

(イ) 現況調査（広場における地形、地物、土地利用状況について確認を行う。また、占有物件（道路含む）について整理・調査等を行う。）

(ウ) 災害時に求められる機能の整理（位置づけ、上位計画、地下の使い方、インフラ、救護施設）

(エ) 交通施設に関する整理（路線バス、タクシー、送迎バス、一般車送迎場等）

イ 広場整備の基本設計に向けた検討

(ア) 広場整備のコンセプト検討（福山駅前広場・アイネスフクヤマ前について福山駅前広場整備基本計画における空間形成の基本的な考え方を踏まえたコンセプトを検討する）

(イ) マスターデザインの検討

(ウ) 広場の利活用方針、アクティビティの検討

(エ) 駐輪場の概略検討（福山駅前広場整備基本計画における、伏見町北西部の駐輪場の配置及び規模・仕様等の検討）

(オ) 歩行者及び自転車の動線と通行空間の検討

(カ) バリアフリー動線の検討

(キ) 建築物の概略検討（大屋根・バス待合場・トイレ・各種交通シェルター等に関する基本計画レベルの規模・配置・仕様の整理（実施設計に向けた与件整理））
※大屋根については、技術的に実現可能かどうかの検討を含む

(ク) 広場施設の概略検討（基本計画レベルの便益施設等の規模・配置・仕様の整理（基本設計に向けた与件整理））

(ケ) 広場排水計画の概略検討（流末位置や周辺道路の排水計画を踏まえ広場における排水検討を行う。）

(コ) 広場内の換気設備の移設検討（広場計画に伴う地上構造物の移設や関係する設備の設備改修の検討）

(サ) 施工ステップの概略検討（周辺道路の仮設切り回し検討含む）

(シ) 広場施設のデザイン検討（照明、植栽、便益施設等）

(ス) 上記検討結果をとりまとめた概略平面図（S=1/500程度）作成

(セ) 整備イメージパースの作成(5枚以上)(上記概略設計を踏まえたイメージパース図を作成する。なお、夜間のイメージパースも作成すること。)

(ソ) 概算工事費の算定

(タ) 照査

(3) 合意形成支援・事業検討

ア 合意形成の実現に向けた事業プロセスの検討

イ 関係者ヒアリングによる意見収集とりまとめ(警察、バス事業者、タクシー事業者、鉄道事業者、沿線地権者、民間事業者(将来的な広場利用が想定される事業者等))(各1回を想定)

ウ 広場における民間活力を活用したスキーム検討や、適切な管理運営に向けた体制の構築についての検討

エ (仮称)福山駅前広場デザイン・運営検討会議に向けた有識者事前ヒアリング(3回程度)

オ (仮称)福山駅前広場デザイン・運営検討会議運営支援(3回程度)(会議に使用する図面等の準備)

(4) 打合せ

打合せ協議(初回、中間5回、納品)

(5) 測量調査

ア 基準点測量・路線測量(中心線・縦横断測量)

(ア) 福山駅箕沖幹線 基準点 N=9点、路線測量 L=0.33km

(イ) 福山駅南本庄線 基準点 N=4点、路線測量 L=0.18km

(ウ) 福山駅旭町線 基準点 N=6点 路線測量 L=0.28km

(エ) 福山駅南手城幹線 基準点 N=5点 路線測量 L=0.23km

イ 境界確認は見込んでいない。中心線を決定するために必要となる座標等については、発注者から提供します。

(6) 道路の詳細設計

ア 道路詳細設計

(ア) 福山駅箕沖幹線 L=0.33km、交差点設計 N=2箇所、単曲線換算曲線数=0
歩道設計有、取付道路設計無、車線変更検討有

(イ) 福山駅南本庄線 L=0.18km、単曲線換算曲線数=2
歩道設計有、取付道路設計無、車線変更検討有

(ウ) 福山駅旭町線 L=0.28km、交差点設計 N=1箇所、単曲線換算曲線数=0

- 歩道設計有、取付道路設計有、車線変更検討無
- (エ) 福山駅南手城幹線 L=0.23km、交差点設計 N= 2箇所、単曲線換算曲線数= 0
- 歩道設計有、取付道路設計無、車線変更検討無
- イ 打合せ協議（初回、中間5回、納品）
- ウ 関係機関協議（公安委員会、国土交通省、鉄道事業者）
- エ 成果品は図面、数量計算書、報告書等を路線ごとに整理すること。

(7) 道路修景設計

※(2)イ(シ)の項目に含むものとする。

(8) 報告書とりまとめ

電子納品作成要領を満足する成果品とすること。

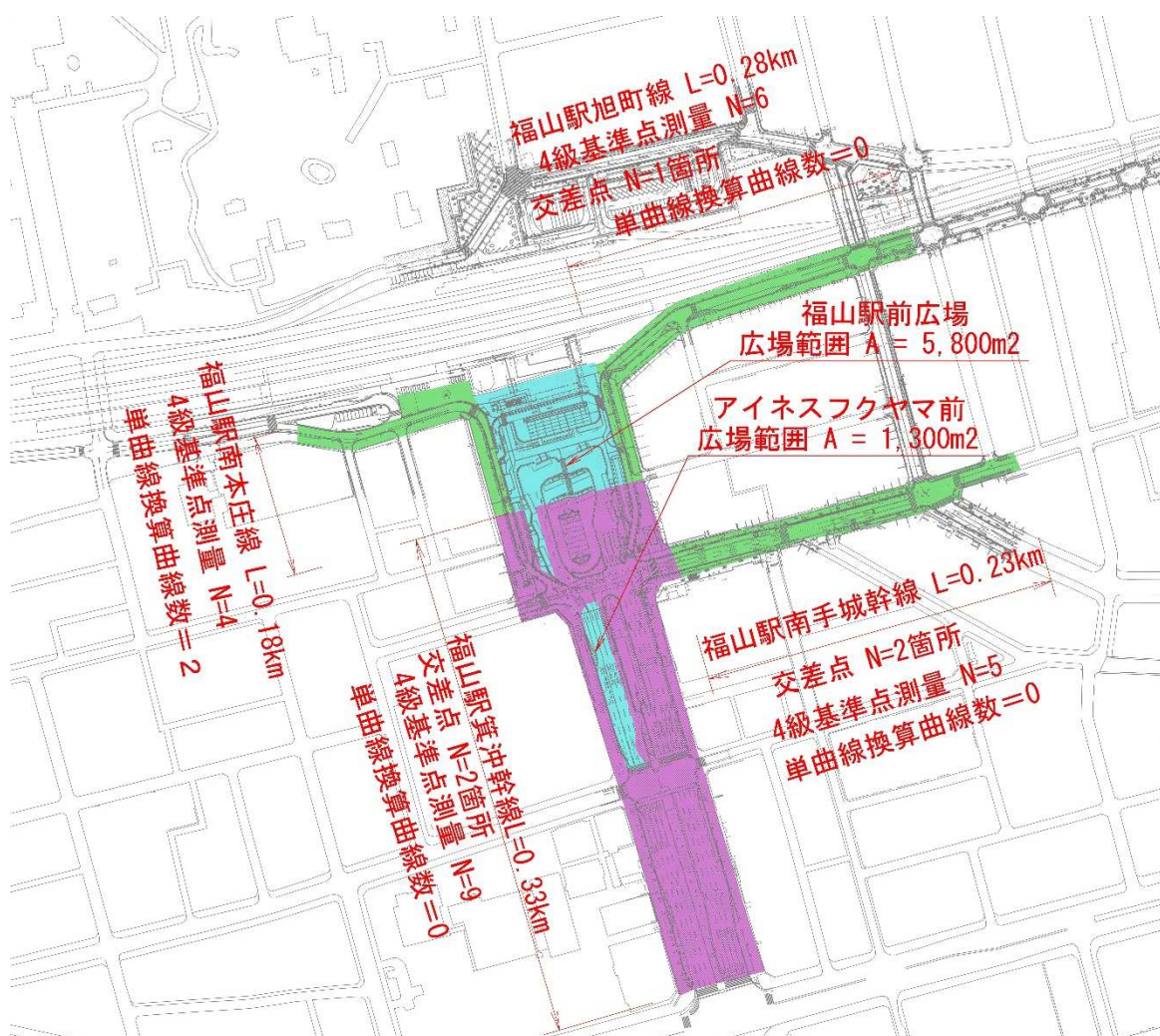


図1. 福山駅前広場整備概略設計及び周辺道路測量詳細設計該当範囲

5 留意事項

本業務の成果品は、受注業者の持つ強みを生かし、福山駅前広場整備基本計画に基づく交通結節機能と都市の広場機能が融合した空間形成とすることで、人が通過するだけでなく、集い、憩い、まちへ歩き出す福山らしい「人の風景」が生まれる成果となるよう留意すること。

6 その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、契約約款及び本仕様書に基づき実施すること。なお、契約約款及び本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合、発注者と受注者で協議し実施すること。
- (2) 受注者は、業務従事者（以下「従事者」という。）の名簿を事前に発注者に提出すること。異動のあるときも同様とする。
- (3) 従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。
- (4) 本業務の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (5) 本業務の受託者が、福山市土木設計業務委託等委託契約約款の定めに基づき、発注者の承諾を得て、本業務の成果物及び成果物に基づき計画された対象施設のデザインについて公表する際のクレジットは本業務の受託者のみに帰属するものとする。

【参考】福山市土木設計業務委託等委託契約約款（抜粋）

（著作権の譲渡等）

第5条 受注者は、成果物（第37条第1項の規定により準用される第31条に規定する指定部分に係る成果物及び第37条第2項の規定により準用される第31条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条及び第7条の2において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下本条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した名前を変更することができる。

3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

- (6) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (7) 受注者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に

関する法律（平成 15 年法律第 57 号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守すること。

- (8) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこととする。また、業務完了後も同様とする。
- (9) 発注者は、本業務を実施する上で必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は責任をもって貸与資料の管理を行うとともに、業務完了後速やかに返却すること。